

乾隆時代の一広域犯罪事件と国家の対応

— 割辮案の社会史的素描 —

谷 井 俊 仁

【要約】 乾隆三十三年に発生した割辮案、人の辮髪を翦るという事件は、華中・華北の全域をまきこんだ広域犯罪であった。これに対し乾隆帝は、当初は絶対逮捕の強い姿勢で臨んだが、次第に方針を転換して、最終的には、首犯を逮捕できないまま、捜査によって民衆に迷惑をかけないという理由で捜査を打ち切った。しかしこのような支配の原則の転換は、決して乾隆帝自身のべるような、民衆に対する恩情によってひきおこされたのではない。乾隆期における空間移動は、質・量ともに多様、且つ莫大であった。そのため、そのような巨大な人の流れに身を潜ませ、各地で散発的に犯行を重ねる犯人をつかまえることは、もとよりできなかったのである。一見恩情にみえる支配原則の転換は、実は捜査を打ち切るための体のよい口実であった。

史林 七〇巻六号 一九八七年一月

はじめに

戦後の中国史学界を席卷したイデオロギーなり方法論なりが、価値の多様化によって相対化されてくると、研究が事実の無限の発掘的な様相を帯びてくるのは、やむをえないことである。

このことは、戦後盛んに行われた清代民衆運動史においてもあてはまることで、今や研究者は自己の方法の反省を迫られていると言えよう。筆者もここで、二つの基本的な問題を提出してみようと思う。

一つは、史料の性格の問題である。民衆運動の実態を伝える諸史料は、若干の例外を除けば、全て体制側のものである。

実録、檔案、官僚の筆記等々、全てあくまでも、体制側によって認識された形で、且つ体制側の関心に即した範囲内のみ民衆運動は記載されている。とりあえず民衆運動のことが記されているために、我々は往々にして史料の性格を忘れてしまいやすいが、それらは端的に言えば、民衆運動を弾圧するための官庁文書なのである。そのため、本来の目的からすれば、そこで重要なのは、民衆側についてのあれこれの情報ではなく、それにどう対処するかという官側の情報になる。史料の性格に従うならば、手順として我々は、徹底的に体制側の視点から民衆運動を見る必要が一度はあるわけである。

二つ目は、従来の研究では、民衆がそのような運動を起こすに至った原因の追及に、多大な精力が費されたことである。例えば、抗租・抗糧闘争、宗教反乱に至る原因としての階級矛盾の問題などは、その典型と言えよう。そのため逆に、個々の民衆運動と発生論的な因果関係によって結びつけられない社会現象との係わりは、等閑に付されてきた。しかし社会をマクロに見た場合、その運動と何ら発生論的因果関係をもたない社会現象というのは膨大にあるわけであり、そのような莫大な事象の中に埋もれて、或る特定の民衆運動が展開されている、というのがむしろ現実なのである。研究者は、無限の事実の中から一つの民衆運動をとりあげたのだから、どうしても近視眼的になりがちだが、巨視的に見たとき、果してその運動が社会全体の中で、どのような姿をとって現れてくるのかは、一考の余地があると言えよう。

以上の方法的反省に基いて、一つの事件、民衆運動と言う程大きさなものではないが、一つの風変わりな事件に一瞥を加えてみようと思う。それが人の辮髪を翹るといふ猟奇的事件、割辯案である。

割辯案は、乾隆三十三年（一七八六年）六月十二日の上諭によって捜査が大々的に開始され、九月二十四日に打ち切りの上諭が出るまで、ほぼ三ヶ月間に亘って政務の最大関心事であった。

現在京城中緊要の事は、これを趣ゆるはなし。^①

これ必ず該撫（江蘇巡撫彭宝）誤りて、提引の一案をもつて緊要の事件となし、尽心に專辦し、割辯匪犯の民間を擾累するの事において、転じて視て不急となす。これ全く事体の輕重を知らず。^②

このように、乾隆三大疑獄の一つとされる兩淮塩引案などの他の政務をおざなりにしてまでの捜査が展開され、一大問題となっていたのであるが、結局、首犯は捕まらず仕舞いで迷宮入りしてしまふ。

もしかしたら、割辯という言葉を見て、人はそこに、何か清初・清末のような民族矛盾の存在を予感するかもしれないが、乾隆帝の解釈にそのような観点が一時現われるものの、事件の主体の側には全くそのような動機は見出せない。彼等が割辯するのは、「造橋の用」、つまり、橋が無事完成するための人柱のかわりとして辯髪が必要であるからにすぎない。このような民間信仰的なもの以外の理由は、少くとも現存史料では見出せないのである。それ故、この事件に何か過剰な期待を抱いて対するのは禁物なのであって、むしろ単なる猟奇的な事件と考えた方がまだしも妥当である。

このように、事件の内容に比べて異常に大騒ぎされた割辯案を、先程の方法的反省に即して見てみようと思う。その際、次の二点を叙述の柱とする。一、史料の性格に従って、体制側の視点から事件を見る。これは、はっきり言えば、如何にして犯人を撃獲するかという捜査の視点である。二、割辯案とは何ら発生論的因果関係のない事象の中に、意識的にほうり込んでみる。但し、事象は無数にあるわけだから、ここではとりあえず、乾隆期における空間移動の諸側面に絞って考えてみたい。乾隆期に激しい空間移動があったから割辯案が発生した、とは言えないのは明らかだが、割辯案がその中で展開したのも事実である。両者を対比的に見た場合、そこにどのようなイメージが現れてくるのか、それを叙述する。

ただ、このように課題が二つあると、叙述が並列的になる恐れがあるので、両者を統一し得る問題設定をし、その問題を解決する過程で、自ずと二つの課題も満たされるようにしたいと思う。

その問題とは、乾隆帝はなぜ割辯案に対する方針を途中ですりかえたのか、という問題である。乾隆帝の割辯案に対する方針は、第一章で見ると、絶対撃獲から、擾民を致さない範囲での撃獲へとすりかわっていく。そのすりかえの理由を追っていくと、実は、膨大な人の流れの中から犯人を捜査するというのが如何に難事であるか、という点に帰着するのである。それ故、このような問題設定をすれば、自ずと先程の二つの課題は満たし得ることになる。

このように、以下、乾隆帝の割辯案に対する方針のすりかえの原因を追いつつ、捜査・空間移動のあり方を叙述したい。恐らくこのようなアプローチは、因果関係の追及よりは、叙述に力点を置くがために、物語としての歴史に属するものであろう。しかし、叙述に徹すればこそ、今迄、科学としての歴史が看過してきた、時代に対する新たなイメージを提示しようと思う。この新たなイメージから、新しい方法論が模索されるとすれば、このようなアプローチも決して無駄ではあるまい。

次に本論に入る前に、割辯案に関する基本的史料の性格について若干の検討を試みておきたい。

割辯案に関して最も纏った史料は、『史料旬刊』、『高宗実録』であって、『宮中檔乾隆朝奏摺』にはなぜかほとんど残されていない（以下それぞれ旬刊、実録、宮中檔と略す）。特に旬刊には、各督撫の奏摺、皇帝よりする廷寄が収められており重要である。但し、そこに収められているものの大半が六月・七月のものであり、事件の後半の八月・九月、それ以後のものには僅か一件しかない。よって、八月以後については実録が主となり、若干残されている宮中檔所収の記事で補うしかない。つまり、事件の前半については、北京の動向全てと外省の督撫の動向の大半が窺えるものの、事件の後半になると、北京の動きは全て知り得るものの、外省の動きは、原則として上論に引用された範囲のみでしかわからないのである。しかしこのことはまだ瑣細な問題なのであって、より重大な問題が旬刊所収の史料についてはあるのである。

『史料旬刊』とは、一九三〇～一年にかけて、故宮博物院文献館によって排印、出版された檔案集である。その第五、八、十、十一期に割辯案関係の史料が載せられている。一例をあげよう。旬刊第五期所収の富尼漢摺は次のように排印されている（句読点は筆者が付した）。

山東巡撫臣富尼漢跪奏為奏聞事。……（毎半葉十四行三十字）……並另繕供單、恭呈御覽、伏乞皇上睿鑒、謹奏。乾隆三十三年六月十六日。奉硃批。已有旨了。欽此。

我々は現在手軽に宮中檔が見られるので、奏摺の末尾には該官が発出した日付を記すのを知っている。この場合も素直に
とれば富尼漢が六月十六日に発信したかのようになってしまいが、旬刊第五期の廷寄には、

大学士公傳・大学士尹・大学士劉字寄山東巡撫富。乾隆三十三年六月十六日、奉上諭。……今富尼漢奏到、拋鄒縣・嶧縣等處、率
獲剪辮之姦廷章・斬貫子二犯、現在飭提究審等語。……

とあるように、富尼漢摺に対する上諭が同じ六月十六日に出ているのであって、日付が同じという不可解なことになる。

この疑問は、富尼漢摺、もっと蔽密に言えば、故宮博物院文献館によって排印に付された富尼漢摺は、宮中檔にはなく、軍機処の録副に拠ったものであると考えれば氷解する^⑤。つまり、富尼漢摺の日付は、発出した日ではなく、北京で殊
批を奉じた日、恐らくは録副のとられた日なのである。そういう目で見ると確かに宮中檔と異ったスタイルを有して
いるのであって、殊批の前にわざわざ「奉殊批」と記してあるとか、上諭を奏摺内で引用する時に云々と中略したり節録
してしまうとか、殊批の下に「欽此」という結尾語がついているとかである。上諭の中略は、上諭の録副はもう別にある
のだから、又改めて全録するには及ばないという事務の経済のためであろう。実は、一点だけ旬刊にも宮中檔にも載せら
れている奏摺がある。それは江蘇巡撫彰宝のもので、旬刊では第七期に七月十五日付でのせるが、宮中檔では七月十日付
である。他にあげたスタイル上の差異が全て確認し得ることは言う迄もない。

『史料旬刊』が軍機処檔に拠っているということは、或る意味では好都合なのであって、史料分析の際の時間上の原点
を乾隆帝、軍機処の上に置けば、史料が全て時間順に揃うことになる。しかも、事件の全期に互って残っているのは乾隆
帝の上諭だけなのだから、益々もってその方が合理的である。よって、以下の論述にあたっては、北京・熱河時間に基い
て事件の時期区分を行った。但し、日付は、奏摺の中で言及されている現地時間とまぎらわしいので、北京・熱河時間の
ものについては、日付の右肩に*を付して区別しておくことにする。

また、旬刊には廷寄が載せられているが、これは寄信上諭と言うものであり、実録所収の上諭とどう違うかという点、

中身は同じなのだが、前者はその上論が誰に対して発せられたものであるのか明記されているところに最大の違いがある（先程の延寄を見られたい）。これは便利なことだが、実録の上論も中身を読めば、大体誰に宛てられたものかは見当がつくので、とりあえずはあまり問題ではない。

以下、『史料旬刊』は旬刊、『高宗実録』は実録、『宮中檔乾隆朝奏摺』は宮中檔と略し、実録の日付は、十千十二支表記を全て数字表記に改めた。特に断らない限りは、年代は全て乾隆三十三年である。

① 旬刊第七期、延寄十九（七月十四日）。北京の大学士劉統勳・吏部尚書託恩多・戸部左侍郎英廉に宛てたもの。乾隆帝はこの日から八月十五日まで熱河に滞在していた。

② 旬刊第六期、延寄十八（七月十三日）。ここで言われている提引一

一 割辯案の展開

割辯案は、乾隆三十三年六月十二日の上論によって捜査の開始が指示され、九月二十四日に停止されたのであるが、事件はそれ以前から始まっており、捜査及び余波はそれ以後にも及んでいる。又、六月から九月の間も、捜査の展開、時の経過とともに事件の性格づけが次々と変わっていき、事件への対応の仕方も異ってきている。これは支配の原則のすりかえの過程とみなすことができる。以下それを五期に分けてみてゆく。

- I 六月十五日以前*
- II 六月十六日～七月二十六日*
- III 七月二十七日～八月二十四日*
- IV 八月二十五日～九月二十三日*
- V 九月二十四日以後

案とは、兩淮塩引案のことで、佐伯富氏（清代における塩務の疑獄について）『中国史研究第二』所収）、瀧野正二郎氏（清代乾隆年間における官僚と塩商（一）——兩淮塩引案を中心として）『九州大学東洋史論集』第十五号）の論考がある。

③ 録副については、莊吉発『清代奏摺制度』第四章第三節「奏摺録副与延寄制度的建立」が詳しく、図版式壹には影印が付されている。

I 六月十五日以前*

割辦案関係で一番早い記事は、乾隆三十二年閏七月に、韓沛頭なる男が、江蘇省海州で割辦のグループに入ったというもので、旬刊第六期、富尼漢摺三にみえる。しかし三十二年についてはこの記事だけであり、本格的に問題化するには、翌三十三年まで待たねばならない。

割辦の噂が始めて広まったのは、浙江においてで、三十三年二月のことであった。これはどうも徳清県で起きた石匠埋殺案と関係があるらしい。石匠埋殺案とは、徳清県の城橋建造をどの石匠が請け負うかで海寧の石匠と徳清の石匠が争い、敗れた海寧の石匠が、当時慶元寺と対立関係にあった慈相寺の僧を引き込んで、

慶元山に石匠の埋殺せらるるあり。慈相寺の清浄なるにしかず。

という噂を流したというものである。この事件の中で、橋を建造する時、樁を打ち込むのに、髪をまきつけたらよいという話がでてる。^①

この時広まった割辦の噂は江蘇にまで及び、两江総督・江蘇巡撫・浙江巡撫が動くが、単なる噂で終ってしまう。

しかし、三月になると蘇州で被害者が出、郷民によって流丐・遊僧等がひつとらえられてくるが、県当局は取りあわずに釈放してしまう。^②

この後、事件は次第に北上して行き、四月になり淮安府安東県、山東の長清県で発生。五月になると淮安府の邳州、山東の嶧県・鄒県・歴城県にまで拡大する。

一方で事件は揚子江を溯って行き、江西を経て湖北の武昌・漢陽に至る。そこでは、五月の段階で石匠埋殺案の噂が広まり、割辦された者が出、更に上流の荊州府では、

石匠・石和尚、你は你をして自ら当らしめよ。先ず和尚をして死し、後に石匠をして亡せしむ。早々に家に帰り去り、自己橋梁を

頂え。

という歌が広まっていたという。^③

清代、アーチ状の石橋を造る場合、アーチを左右からのぼしてきて、最後にくっつける段階になると、石匠は生魂を呼んで「人柱」にせねばならないという俗信があった。^④ 右の謡言はそれをふまえているのであろう。

割辯案でも辮髪を翦り、咒語を念じて魂をとるとか、万人の辮髪を翦り、魂をとって橋を造るとかいう話があり、^⑤ 石匠埋殺案と割辯案の民間信仰レベルでの同質性は明らかであるが、しかし、組織の上からみた場合、果してこの二つの事件が根を同じくしているのかどうかは不明である。ただ、少くとも石匠埋殺案の犯人達は割辯はしていないし、韓沛頭の記事のように、前年、石匠埋殺案が始まる以前から割辯案犯の活動があったことをのべるものがあるので、一応無縁だとみてよいであろう。しかし、割辯案の背景に右のような俗信があったことは注意せねばならない。^⑥

さて、割辯案の発生状況であるが、五月七日には、漢陽県の地藏庵で芝居の最中に、割辯の犯人をつかまえたぞという声があがり、群衆が犯人を毆殺してしまうという不可思議な事件が起き、六月になると、江蘇の沛県、山東の肥城・萊蕪・淄川県、直隸の景州で被害者が出る。

最も被害者の多くでた山東省では、巡撫の富尼漢が、省城で事件が起きた段階で、歴城県・濟南府・臬司に指示を出していたが、六月十日、兗州府知府より嶧県の犯人斬貫子、鄒県の犯人蔡廷章のことを稟報されるに及んで、ついに本格的に捜査を始める。^⑦ 兗州府知府には犯人を押解させ、布政使・按察使に究審を命じ、各地方官に拏獲を指令する一方で、両江総督、江蘇・安徽・浙江各巡撫に密咨して、犯人達が自供した黒幕の拏獲を依頼し、北京に通報したのであった。

丁度この頃、乾隆帝もこの事件を聞きつけていた。六月十二日の廷寄に言う。

聞くならく、浙江一带に、橋座を起建するに、因りて髮辮・衣襟等物を偷割し、橋樁を搗整し、もって庄(厭?)勝の用となすと伝言するものあり。流伝して並びに山東の地面に及ぶ。その言甚だ荒誕たり。或いは市井の翦辮匪徒、端に借りて捏造し、その風習

の伎倆を逞しくするを得るを冀うに係るも、亦未だ定むべからず。^⑧

このように拘摸の仕業かもしれぬと考えており、まだそんなに重大視はしていない。ただ、このような事件は「民聴を煽惑」しやすいので、山東巡撫・浙江巡撫に捜査を命じているにすぎない。

Ⅱ 六月十六日～七月二十六日

このように事態をまだ重大視してはいない乾隆帝ではあったが、上諭を出してほんの四日後の六月十六日に届いた山東巡撫富尼漢の奏摺には驚かされたものと思われる。一転してこれらは拘摸などではなく、邪術の匪徒であるとみなすようになる。同日の廷寄に

今富尼漢奏到すらく、鄒県・嶧県等処に拠るに、剪辮の蔡廷章・斬貫子二犯を肇獲すとあり、現に筋提して審究しつつあり等の語あり。これらの匪徒、その邪術を逞しくし、善良を迷誘するは閭閻の害なり。敝に查辦を行い、根株を痛絶せざるべからず。^⑨

とある。というのも、乾隆帝の判断の基礎となった同日の富尼漢摺に、蔡廷章の以下の如き供述をのせているからなのである。

蔡廷章の供に拠るに……三十三年二月内、揚州城外にありて、通元ならびにその徒の怡興・怡徳・怡安と撞遇す。通元告ぐ、浙江仁和県の俗家張姓・王姓、僧人呉元は頗る法術あり、迷薬をもって人の面を弾たば、その人立即に昏迷す、間に乗じてその髮辮を翦り、咒語を口念せば、即ちその魂を撰取すべし、髮辮をもって紙人・紙馬を製成せば、人の財物を取るべしと。伊れを招きて入夥せしむ。該犯、通元より咒語を学習す。通元は怡安をしてそれがために剃髪せしむ。偕同に北上し、随路にて人の髮辮を翦る。^⑩

このように事が邪術で善良を迷誘するとなると重大である。同日即座に乾隆帝は、両江総督、江蘇巡撫、浙江巡撫、安徽巡撫に廷寄を発し、敝筆を命じている。

黒幕と目されたのは、蔡廷章の自供した揚州の通元、仁和県の呉元、斬貫子の自供した宿州石庄青龍寺の玉石などで、

皆僧である。彼等とその仲間を捕えんとして大々的に捜査が展開されたわけだが、その中で最大のポイントになったのは、七月十五日に匪徒が江蘇の海州に集合するといふ韓沛頭の自供に基く捜査であった。

韓沛頭は、六月六日に淄川で拏獲された一味である。海州の三教堂で任持の明遠・法孔・侯讓子から邪術を学び、山東で割辯をしていたが、もし捕まらなければ、七月十五日に仲間と海州で落ち合うことになっていた。^①

このため江蘇巡撫は揚州營遊撃に密委して急派し、淮揚道・海州知州に飛飭して拏獲を期したが、明遠の踪跡はおろか、三教堂そのものがないといふ有様で、何の成果もなかったのである。^②

このように捜査が進展しない一方で、六月に直隸の清苑県で一件、七月に入つて河南・山西にも飛び火し、京師でも毎日数件発生するという具合であった。^③特に京師では、武備院筆帖式・工部筆帖式などの官員が被害にあつてゐる。^④そしてついに、避暑山荘に滞在している乾隆帝の膝元の熱河でも事件は起り、割辯案は猖獗を極めたのである。

Ⅲ 七月二十七日～八月二十四日

このように邪術の徒が跳梁跋扈するのに対して、捜査が一向に進展しないことに乾隆帝はいらだつてゐた。しかも、そのような帝の心を逆撫でするような事態が明らかになつた。被害者が、辮髪を翦られたあと、自ら辮根まで剃り落してしまつたのである。それを実行した景州の夏葛白は次のように供述する。

六月初間、聴き得たり。外辺もとより囁説するに、辮子を割するの人あり、辮子を把りて割去す、割されし人はこれ要す死す、もし割剃せる頭髪をもつて尽く剃去を行わば、即ち患を免がるべしの話あり。^⑤

同じく景州で被害に遇つた孟士会も、清苑県で被害に遇つた王然も、床屋に全部剃らせた旨供述してゐる。

この頃から乾隆帝は疑心暗鬼となり、七月二十日、熱河に解送されてきた彼等を審問した大学士傅恒等は、彼等は甘んじて髪を剃つて僧になつたわけではないと報告するが、二十七日、ついに帝は、これは叛逆であると断ずるに至るのである。

割辯匪犯の一案、現に各省に筋して実力に敵拏せしむ。間間一二の匪犯を獲うと雖も、供詞は狡展游移し、正犯の蹤跡において総て實在に非ず。該督撫等は、屬を率いて悉心に鞫緝し、務めて根株を尽し、もって善良を安んじ、奸宄を靖んぜざるべからず。但しこの案は、匪犯を查拏するはなお治標の末務に屬するも、その根由は甚だ測りがたし。留心して訪查し、もって逆跡を杜がざるべからず。現在各省獲えし犯、供するところに多く出錢して辯をかうの人あり。その辯をかうは何の用なるかを究するに及んで、又あえて実情を供吐せず。造橋の説を看來するも既に荒唐不經に屬す。而るに、辯尖を割されしの人、多く辯根をもつて全て剃去を行うあり。その説は何人より伝わりしかを知らざるも、紛紛として尤に效うことかくのごとし。その中に必ず男ぶに禍心を包蔵するの人ありて、既に匪徒に伝授して四散して割辯せしめ、また、割辯して身死すの謠言を私布し、愚人を恐嚇して、その尽く剃去を行うを誘う。いづくんぞ知らんや、その心、辯を留むるの一事は本朝の制度に係るとおもわざるを。髮辯を剃去するは、即ち滿洲の臣僕に非ず。暗かに将来引惑の計をなすは、その奸謀詭譎の関するところ小さからず。実に法の必ず誅するところなり。^⑩

また、乾隆帝によれば、この事件の黒幕たる「包蔵禍心之人」は、奸僧でないとしたら「読書失志之徒」なのであり、秘かに異計を謀り、民衆を煽惑しているこの黒幕こそ必ず拏獲されねばならないのであった。このような発想に至るところに、帝の読書人層に対する冷めた視線を見てとることは可能であろう。そして以後は、被害に遇っても、葉をつけて水洗いすることのみを許し、全剃する者があれば、本人・剃辯の人もともに罪することになったのである。

このようにして、単なる邪匪から一転して逆犯へと評価が変わったために、前にもまして嚴重な捜査が求められたのは言うまでもない。而るに、黒幕の潜んでいる江南地方の督撫等は一向に成果をあげることができない。恐らくはこのように腑甲斐ない督撫に一喝くらわす意味があるのであろう、この逆犯宣言の出た同じ二十七日に、^{*}两江總督高晋、江蘇巡撫彰宝、安徽巡撫馮鈞、浙江巡撫永徳の処分が指示されたのである。

その理由は、今年は寡雨であったのに早く報告せず、立秋後の七月になってやっと報告してきたというものであった。^⑪

しかし、この指示が額面通りの理由のためではなく、もっと政治的な配慮、つまり反滿洲的な割辯案解決へ向けての叱咤であるのは明らかである。なぜなら、この処分は吏部によって決定され、八月末か九月初に各督撫に咨送されたのであ

るが、吏部は彼等を、被災の情形を題報するに遅延すること一月以上は一級を降して調用すの例に照して、降一級調用することにしたのに対して、乾隆帝が次のような横槍をいれて、結局全員留任させたからである。

旨を奉じたるに、彰宝は著して寛に從いてその革任を免じ、仍りて冊に註す、馮鈞・永徳は俱に著して降一級、寛に從いて留任、高晋は著して加一級を銷去し、その降調を免ず、これを欽しめとあり。^②

この大事な時に地方の捜査の総責任者である督撫を代えてもしたならば、捜査どころの騒ぎではなくなるのは目に見えている。乾隆帝は、敢えて同じ日に処分の指示を出すことによって、督撫等におどしをかけ、一層の努力を求めたのである。これは一つのかけひきであった。

而るに、このような乾隆帝の意気込みとは裏腹に、事件は山西・河南で発生する。また、丁度郷試の時期に重なったため、督撫等は監臨官としてそちらの対応もせねばならなかった。しかもこのように長期に亘って捜査が行われると、民の側でも官の側でも好ましくない風潮が生れて来る。例えば、民の側では日頃怨みに思っている人間を割辯匪徒として誣告し、官の側では手懸かりを得んとする余り拷問に訴え、誣認させるといった事態である。前近代社会の警察科学の発達していない段階では、どうしても自白は証拠の女王たらざるを得ないのであるが、それは逆に自白に捜査が全面的に依拠しているということでもある。割辯案は更に混乱の度を加えたと言えよう。^③

IV *
八月二十五日～九月二十三日 *

このように、捜査は膠着状態を示してきていた。この頃になると、ただでさえ官僚というものは非効率であるのに、廻護(責任逃れ)したり畛域の見(縄張り主義)を持ったりして全く埒があかない。又、民間の治安維持機構たる保甲制はもとより頼むに足りない。^④ 捜査を開始して早二ヶ月、このまま衙役・捕役・營兵を野放しにして、各処で盤詰させていたら、民間の混乱は極まりないであろう。乾隆帝はむしろ捜査側の民に及ぼす害悪に気を留めるようになり始めていた。

そして八月二十五日、次のような通行上諭が降る。

又いづくんぞ知らんや、そのこれら閭閻を擾害するの事は官法のあるところにして、自然に厳切に查拏せば、民間必ず互いに相驚恐して怙寧を得ずとおもわざるを。或いは、激して変を生ずるを致さば、彼（『包蔵禍心之人』）は則ち旁より逞願し、且つ並びにその勢に隠かに乗じ、衆を煽りて跳梁し、不靖をなさんと図るを思うも、亦未だ定むべからず。尤も早にその萌しを杜さざるべからず。……もし督撫等、果して能く獲うるところの犯をもつて尽心に審究し、真偽を細察し、是非を分別せば、実なる者は徹底して根尋し務めて党惡を窮め、虚なる者は立時に釈放し、稍も株連すること毋れ。その設心して誣陷し、無辜に波累する者あらば、即ち加重して問擬せよ。或は奸胥蠹役、端に藉りて富戸を索詐し、平民を荼毒せば、察出して立ちに重典に置け。是れ正に民の爲に害を除くゆえなり。何ぞ事端を滋生するを慮らんや。もし或いは辦理善からず、窮簷の安堵する能わず、略も怨咨あるを致さば、ただ該督撫においてのみこれ問う。

捜査の行き過ぎが民の激変を招くかもしれないという不安を抱いた乾隆帝は、この上諭を転機として、擾民を致さずという方向で捜査を進めさせる。折しもさしもの割辦案もようやく鎮静化してきた。又、この頃になると、捜査によって割辦案の糸口がつかめると言うよりは、割辦案とは無関係の邪教（大乘教・無為教・羅教等）が副次的に明るみに出てき、督撫等はそちらの方の始末に関わり出してきていた。

Ⅴ 九月二十四日以後

このように、少くとも割辦案に対してはさしたる成果のないまま、捜査だけはズルズルと続けられているのが実情であった。一方で、それに伴った妄拏・勒索・受刑誣認等々の弊害がクローズアップされてくる。そのため、乾隆帝は、最終的には擾民を致さずの観点より捜査停止の上諭を出さざるを得なくなった。九月二十四日のことである。

前に匪犯髮辮を儻割するの一事に因り、各該督撫に伝諭して、属を率いて悉心に緝捕し、務めて根株を尽さしむ。この事山東、直隸の各省に蔓延するも、江浙は実に首先に發覺せるの地なり。大吏たる者、果して能く一たび見聞あらば、即ちに地方の有司を嚴

督し、實力に擒拏せよ。自らその端緒を得、正犯は漏網を致さざるべし。乃るに始めは則ち因循にして誤りを貽し、即ちに実に抛りて入告せず、有を化して無となさんと希冀^{カガ}う。朕の嚴切に訓諭するに及びて、始めて風に飭して查辦せしむ。山東・安徽・江浙に抛るに、各おの獲うるところありと雖も、朕その中に刑求して屈抑せし者のあるを恐る。犯を提し京に解^{ツク}り質訊せよと命じしに、より、かつて軍機大臣、刑部・歩軍統領衙門と会同して、詳悉に研鞫するに、則ち供詞は多く游移に涉り、並びに刑を畏れて屈指せる者あり。見るべし、各該省の前に隠かに瞞き、また後に責を塞ぐを。而るに實在の首惡は、究に未だ得ざるに属し、徒らに差役をして四出し、閭閻を滋擾せしむ。政体において殊に未だ允協ならず。この案、現在竟に查辦を庸うることなかるべし。その江浙兩省の癰を養い患を貽すの督撫有司は、懲創を明示し、もつて吏治を飭さざるべからず。

このような観点から再度処分が指示される。督撫クラスでは、兩江總督高晋、前江蘇巡撫明德、現江蘇巡撫彰宝、安徽巡撫馮鈞、前浙江巡撫熊學鵬、現浙江巡撫永徳、山西巡撫蘇爾徳がその対象となった。

十一月五日に馮鈞のもとに届いた吏部の咨文には次のようであった。

匪犯髮辮を儉割するの一事は、江浙は首先に發覺せし地なり。該督撫等は並びに即ちには地方の有司を嚴督し、實力に擒拏せしむるを行わず、癰を養い患を貽し、もつて他省に蔓延するを致し、首惡は究に未だ得ざるに属するは、殊に不合に属す。まさに安徽巡撫馮鈞をもつて、奸民を察緝すること能わずの例に照して、二級を降して調用すべし。

乾隆帝の上諭を端折つたような文面で、結局は割辮犯を単に奸民と目しているのも興味深いが、而るにまたもや旨を奉じたるに、馮鈞は著して二級を降し、寛に従いて留任とす、これを欽しめとあり。

というわけで留任となったのである。結局この時現任の督撫の中で処分されたのは、上諭の中で処分が即決されていた山西巡撫蘇爾徳一人であり、吏部まわしの者は皆免れている。

蘇爾徳は、三十三年正月迄江蘇布政使の任にあったのに報告をしなかったこと、及び山西の割辮案を故意に隠していたことが乾隆帝の怒りを招いたわけだが、他の四人はなぜ留任となったのであろうか。

その理由は明示されていないが、永徳が覺羅であることを除くと、高晋・彰宝・馮鈞共に地方の実務畑を長年つとめあげ

て督撫に就任した、いわばたたきあげであったことがわかる。按察使に就任した年月を見てみると、高晋が十四年に山東、馮鈞が二十一年に貴州、彰宝が二十四年に同じ貴州按察使になっており、督撫への就任を見てみると、高晋が二十年に安徽巡撫、以後南河総督・两江総督、馮鈞は二十三年に湖北巡撫、以後湖南・广西・湖南・安徽巡撫、彰宝は三十年に山西巡撫、以後山東・江蘇巡撫と渡り歩いており、何かと大変な外省の実務をこなす得難い人材であったことがわかるのである。

一方で、当時の知府・知県の人材登用の实例を見ると、資格に満たなくても「人地相需」とされ、降格処分をうけても、新任の肩書きに降何級とつけておけば、「於地方大有裨益」の大義の前では何ともない。罰俸処分に至っては十回以内なら大丈夫という現実があった。^⑤

外省の人材不足はかくのごときであり、それ故簡単に彼等をやめさせるわけにはいかなかったのであろう。

さて、九月二十四日の上諭によって捜査は一応中止されたわけだが、この後は、福建・吉林で各一件の事件が出、また、龍華教・天主教の摘発が行われる他は、次第に収束していく。十二月に蒸し返しの山東巡撫富尼漢・湖北巡撫程燾が処分を受け、翌三十四年一月五日に程燾が再度処分される。この記事を最後に割辯案は実録からは消えるのである。

以上みてきたように割辯案は、第Ⅱ・Ⅲ期における犯人絶対拏獲の原則から、第Ⅳ・Ⅴ期の、捜査において擾民を致さずという原則へと変化したのであった。この方針の転換が、極めて実務的な要請によるすりかえの過程であることを以下の諸章でのべようと思う。

① 旬刊第十期に、浙江德清県造橋石匠理殺案として永徳摺、彰宝摺を

のせ、宮中檔では、九月二十八日の永徳摺がその專摺である。他に旬

刊第八期・永徳摺（七月二十一日）もある。

② 五九頁で引用した。

③ 旬刊第八期、定長・程燾摺（七月二十一日）。

④ 沢田瑞穂『中国の呪法』第二輯呪詛、「返魂・撰魂」参照。そこで引

用されている『白下瑣言』巻五の記事（二六八頁）に、童児が外出するときに石工に生魂を損らねないよう紅い布条に、「石叫石和尚、自叫自己当、速速回家転、好去頂橋梁」と書くとする。これは、石匠埋殺案の謠言をふまえているのであろう。

⑤ 旬刊第五期、富尼漢摺（六月十六日）、第六期、富尼漢摺三（七月六日）。

⑥ 註④所引沢田書第二輯呪詛、「呪詛史」五、紙人作祟に、紙人が辯髪を晒す話をのせる。ただそこに引かれた記事は道光以後のものである。嘉慶期にも割辯騒ぎがあったことは呉振棣『養吉齋余録』巻四にみえる。このように清中期以後、この種の騒ぎが多いが、割辯案がその淵源の一つであったことは確かであろう。同時代人の記録としては、汪輝祖『病榻夢痕錄』乾隆三十三年条に、

七月、徳清民間有妖言。羣相驚惑、以鬚髮辯為鎮。伝至烏程。属戦君查禁。後徳清令阮君芝生坐是掛誤。

とあるのが興味を引く。鎮は魔鎮の略か。

⑦ 旬刊第五期、富尼漢摺（六月十六日）。

⑧ 旬刊第六期、廷寄七（六月十二日）。

⑨ 旬刊第五期、廷寄（六月十六日）。

⑩ 注⑦と同じ。

⑪ 旬刊第六期、富尼漢摺三（七月六日）。

⑫ 旬刊第十期、彭宝摺五（七月二十六日）。

二 乾隆期における空間移動と犯人

前章でみたように割辯案は、華北・華中の全域をまきこんだ広域犯罪事件であった。そのため、犯人を撃獲しようとする

⑬ 旬刊第六期、劉統勳等摺二（七月十一日）。

⑭ 旬刊第十期、劉統勳等摺四（七月二十四日）。

⑮ 注⑭と同じ。

⑯ 旬刊第六期、劉統勳等摺（七月十一日）。

⑰ 旬刊第七期、傅恒等摺（七月二十四日）。

⑱ 実録卷八一五、五三a（七月二十七日）。

⑲ 実録卷八一五、五二b（七月二十七日）。

⑳ 宮中檔九月八日、安徽巡撫馮鈞。

㉑ 例えば、今まで江南の間人だと供述していた呉元・通元を、実は順天府宛平県の人だと蔡廷章が改供したケース。

㉒ 実録卷八一七、二四b（八月二十五日）。保甲制の性格の変化については、『支那地方自治発達史』第五章第四節「保甲の制度的発展」

参照。

⑳ 注⑳と同じ（二六a）。

㉓ 実録卷八一九、一五b（九月二十四日）。

㉔ 宮中檔十一月八日、安徽巡撫馮鈞。

㉕ 錢実甫編『清代職官年表』による。

㉖ 例えば宮中檔七月十九日、浙江巡撫永徳、八月二十一日、山東巡撫富尼漢、九月十七日、閩浙總督崑崙、福建巡撫鄂寧など枚挙に暇ない。

れば、不可避免的に広大な地域、そこを移動する人間が捜査側の視野の中に入ってこざるをえない。前章の最後でのべた割辯案における方針の転換、犯人絶対筆獲から擾民を招かぬ範囲での捜査というのは、必ずやその与件から影響をうけているはずなのである。この章では割辯案の展開の場たる乾隆期における空間移動の諸相を押さえておき、それによって犯人達の行動をより具体的に理解することを目指す。

まず、乾隆年間頃、どの位の数の人間が移動していたのであろうか。史料を見ると「往来絡繹」といった質的に流動の激しさを表現するものはあるが、数量的に表現するものは少いようである。以下にのべるのは、筆者が管見しえた限りであり、他にもっと良い史料が多くあるであろう。識者の御教示を乞う次第である。

揚州は塩の都であり繁華を極めていた。ここは交通の上から見れば、江寧から揚子江を下り、儀徴で運河に入って来るルートと、運河で蘇州・無錫を経て京口で渡江し、瓜洲で再び運河に入って来るルートが合流する要衝で（合流点を三叉河と言ふ）、運河は更に華北に向かっている。他にも盱眙県へ向う陸路や、泰州から通州へ至る水路もある。このように、揚州は専ら運河交通上の要衝とのイメージが強いが、しかしここから陸路で北京へ行く手段もあったのであって、そのような人間相手の驛行が数十家あったと言ふ^①。

もっとも、揚州から北京へ向う一番ありふれたコースは、運河を北上して清江浦に至り、黄河を渡って王家營で陸路、所謂山東東路をとって郟城・沂州・蒙陰・泰安と山東省の中央を突破し、省会済南を東に望みつつ德州に及び、北京を目指すコースである。若干時代を遡るし、特殊な条件下の史料ではあるが、康熙五十二年、康熙帝の六旬万寿を祝うために旅立った程庭によれば、山東東路での道中の有様は、

連日道上同に北往する者は幾千余騎であった。^②

また、横山英氏によれば、江西から浙江へ抜ける山越えの江西側の基地である玉山には、夫行が十九家、扛夫の歇店が

十二家あり、人夫も、

或いは数十名、或いは数百名にして、先後陸続として前行す。

③という具合であった。

このように見てくると、乾隆期の人的移動、往来絡繹と評されるその人的移動の実態がどのようなものであったのか、そのイメージが次第に明らかになってくるであろう。更に多角的に照射して像を浮び上らせてみたい。

まず、人々は一体どのような手段によって移動していたのであろうか。

陸路では、まず徒歩ということになる。しかし、少しでも裕福な人間、又は客商のように荷物のある者は騾・驢・輜・車を雇うことになる。ただ、雇うと言っても、驢夫や車夫等と面と向かって雇うのではなく、牙行を通して雇うのである。

『清俗紀聞』に、

民商の人馬車船はみな相對に雇うことにてこの駅きせき站のあずかる所にあらず。民商は宿毎に牙行ヤウジン（「といや」といえるもの数軒ありて、これにて雇い出だす。民間には先き触れ、駄賃帳などいえる事なし。諸民私用の旅行は牙行より牙行までにて多くは終日雇いにて、泊りまで雇い切りなり。

とある通りである。④

水路は船に乗らざるを得ないが、乾隆三十九年頼盛遠の序をもつ『示我周行』を見ても、刘子船、游山船、押水船、安香船、瀕溪船、横港船、三板船、香船など各地各地で色々な船があったのであり、一方で船ならざる舢も交通手段として使われた。船もやはり船行と呼ばれる牙行で申し込むのであり、一隻を丸々雇いきる場合もあり、乗り合いの場合もあった。そもそも、この船行とは、船の手配をするだけではなく、宿屋を兼ねたり、税関で納税の便宜をはかってくれたり、

船を写するに埠頭なかるべからず。夫車は脚頭なかるべからず。尚し慳小にして牙用を省くを希い、船に埠頭なくんば、小人奸に乗じて盗を為し、夫車に脚頭なくんば、脚子貨を中途に棄て、或いは財劫して命休するに至る。これ皆小に因りてその大を失う。

切に宜しくこれを戒むべし。^⑤

とあるように、道中の安全をも保証してくれたのである。

乾隆二十四年に徐揚が当時の蘇州の有様を描いた『盛世滋生図』は、最近手軽に見ることができるようになり、運河の街蘇州の繁栄が偲ばれ、興味つきないものがある。^⑥この絵には船行が描かれており、それが客寓を兼ねているのを確認し得る。^⑦ただおもしろいのは、船行の前に特に船を繋留しておく為のスペースはとられていないことで、その場その場で船行の前の水路にやってきた船に乗せていたか、船名と時間だけを決めて船は別のところから出帆していたのであろう。この図を見る限りでは、船行の前で一人の男が船を呼び止めているように見える。

ここでついでに宿の問題に言及しておけば、れっきとした宿屋に泊ることもあったし、民家で一晚の宿を乞うこともあった。^⑧宿は食事付きの、日本でいうところの旅籠と、素泊りだけの木賃宿に分かれる。^⑨昼食は道中の飯屋でとる。船の場合、船の上で寝泊りし、船の上で食事をするのが原則である。^⑩公務で移動する官の場合は、駅に附設した公館・館舎に泊まるわけだが、山東では一般の旅店が館舎の代用になっていた。又、所によっては建物だけあって自炊しなくてはならなかった。^⑪

このように色々な交通手段を利用し、宿にも泊るとなると、当然費用がかかる。どの位かかるものなのかを、次に表にして示しておく。

この表を見てみると、水上交通が概して廉価であるのに対して、陸上交通は高価であることがわかる。確かに『盛世滋生図』を見ても、船には人が鈴なりになってはいるものの、陸で何かに乗っている人はほとんど見あたらないのである。その理由は、蘇州が運河の街であるというだけではなく、運賃の違いによるところがあるであろう。

このように考えてみると、陸上においては、一台・一頭の交通手段の背後には、それに数倍、数十倍するであろう貧しき旅行者、徒歩を余儀なくされた旅行者がいたはずなのであって、そのような目で改めて、先程示した驟行が数十家、同

表一

費目	額	備考	出典
人足	一〇〇文/日 二〇〇文/日 二錢	荷を担いだとき	清俗紀聞卷一〇 同右
驢 騾	一錢三分半 三七五文/日 一文/里		示我周行統集 塘西、富陽、 同右 清俗紀聞卷一〇 同右
驢 夫	一〇〇文 三文	許灣、鄧家埠一一〇里 養飯費	示我周行下集 汀州府、衢州府 同右
馬	九色銀八分 七五〇文/日	湧橋、花橋山八〇里	示我周行下集 南昌府、花橋山 清俗紀聞卷一〇
車	二二〇文	許灣、鄧家埠一一〇里	示我周行下集 汀州府、衢州府 同右
人 車	三文	伙錢	清俗紀聞卷一〇 同右
車 夫	六〇〇文/日 八〇〇文/日	輻夫	示我周行中集 徽州府、宿州 同右
輻 子	二、三分/名	輻夫	示我周行中集 陝西省城、臨洮府 同右
過嶺賞費	一分/頭 一分/名	驛(酒銀の名目) 脚夫(酒銀の名目)	示我周行上集 福建省城、杭州府 同右
行李貨物	四、五錢/一〇〇斤	浦城、清湖二〇五里(山道)	

*『清俗紀聞』第一冊、一二四頁に従い、原文の一文は一二五文に換算した。

行者が幾千余騎、人夫が數十、数百といった記事をみるならば、その時に始めて往来絡繹なる語が実感され得るのである。^⑧次に、当時移動するのにどの位時間がかかったのであろうか。杭州から北京まで行く場合を一つのモデルケースとしてべてみよう。このルートは割辯案の北上に際して部分的に利用されたと考えられるからである。

杭州から北京まで行くのに最も普通のコースは、運河を北上して清江浦に至り、渡河して王家宮より陸路で山東東路をとるといふものである。王家宮までは呉錫麒の『還京日記』を用い、王家宮からは程庭の『停驂隨筆』を用いて次表を作成した。^⑨簡明にするため、移動しなかった日は全てカットし、宿泊した地点のみをつなげて表化した。下の数字は前の宿泊地よりの里数で、原則として『示我周行』に従った。^⑩なお、対照のため『示我周行』に見出しとして記されている地点とその間の里数も併記した。

『示我周行』は例えば、

杭州府北新関五十里至塘西鎮

十里謝村 三里大墳頭 十二里横里……二十五里塘西

塘西九十里至石門鎮

のような記載のスタイルになっており、見出しとは、この場合杭州府北新関、塘西鎮、石門鎮を意味している。

これを見ると、水路にしても陸路にしても、一日は百里が一つのめどであると言える。また、『示我周行』の見出しとなっている土地は、なんとなく見出しになっているのではなく、ほぼ一日行程を表現しているのが明らかである。次に、時間についても一つのおかねばならないのは、移動する時間帯についてである。

表二

〇	杭州府北新関	『還京日記』『停驂隨筆』	杭州府北新関	五〇里	『還京日記』『停驂隨筆』	紅花埠	李家莊	李家莊	二〇
一	五林港	『還京日記』『停驂隨筆』	塘西鎮	五〇里	『還京日記』『停驂隨筆』	紅花埠	李家莊	伴城	九〇
二	石門県	『還京日記』『停驂隨筆』	石門鎮	九〇	『還京日記』『停驂隨筆』	鵝莊	七〇	梁莊	九五
三	嘉興北門	『還京日記』『停驂隨筆』	平望駅	一三五	『還京日記』『停驂隨筆』	青駝寺	七〇	密陽	一〇〇
四	蘇州	『還京日記』『停驂隨筆』	蘇州府姑蘇駅	八〇	『還京日記』『停驂隨筆』	蒙陰	一〇五	楊柳店	八〇
五	無錫	『還京日記』『停驂隨筆』	無錫県錫山駅	八五	『還京日記』『停驂隨筆』	関橋	一三五	泰安州	一〇〇
六	奔牛	『還京日記』『停驂隨筆』	武進県毘陵駅	一〇〇	『還京日記』『停驂隨筆』	泰安州	八五	張夏	一〇〇
七	丹陽	『還京日記』『停驂隨筆』	丹陽県雲陽駅	一〇〇	『還京日記』『停驂隨筆』	張夏鎮	一〇〇	晏城	一〇〇
八	京口駅	『還京日記』『停驂隨筆』	丹徒県京口駅	一〇〇	『還京日記』『停驂隨筆』	晏城	一〇〇	平原県	一一五
九	揚州	『還京日記』『停驂隨筆』	瓜洲	二〇	『還京日記』『停驂隨筆』	平原県東門	一一五	南劉智廟	一〇五
一〇	円盤	『還京日記』『停驂隨筆』	江都県広陵駅	四〇	『還京日記』『停驂隨筆』	劉智廟	*一〇〇	阜城県	八五
一一	陸漫溝	『還京日記』『停驂隨筆』	邵伯駅	五〇	『還京日記』『停驂隨筆』	阜城県	*一〇〇	商家林	一一〇
一二	宝応	『還京日記』『停驂隨筆』	界首駅	一二〇	『還京日記』『停驂隨筆』	商家林	一一〇	任丘県	一一〇
一三	淮安	『還京日記』『停驂隨筆』	平河橋	一〇〇	『還京日記』『停驂隨筆』	香城埠	一三〇	白溝河	一一〇
一四	清江浦	『還京日記』『停驂隨筆』	王家營	七五	『還京日記』『停驂隨筆』	新城県南門	一二〇	琉璃河	一二〇
一五	王家營	『還京日記』『停驂隨筆』	重興集	七五	『還京日記』『停驂隨筆』	寶店	*一〇五	北京彰義門	一〇〇
一六	衆興集	『還京日記』『停驂隨筆』	宿遷県鍾吾駅	一〇〇	『還京日記』『停驂隨筆』	北京彰義門	*一〇五		
一七	順河集	『還京日記』『停驂隨筆』	紅花埠	一二〇	『還京日記』『停驂隨筆』	北京彰義門	三四		

註 *が附されているのは、『還京日記』『停驂隨筆』を参照して出した数値である。

東の空が白んだら出発し、西の空に日が沈む前に投宿するのが原則だが、実は夜行もあった。それも、偶々何かの事情でそうだったというのではなしに、恒常的にあったのである。それは夜行船（夜航船）である。

昼間運航する日船に対して、夜間運航するのを夜行船と言うのだが、夜運航できるためには、

鑑湖の水波なし。故に舟多く夜行す。夢中何処に泊りしかを知らず。ただ雨声の夜を徹して絶えざるを聞くのみ。^⑮

というように、水の静かな必要があり、どこにでもあるというわけではない。しかし、江浙の運河地帯、浙江・福建の沿岸の一部、贛江のような大河では運航されていた。

というわけで、夜行船に加うるに陸上の夜行をもってすれば、少々大げさかもしれないが、昼夜を問わず人々はどこかを目指して移動していたと言い得るのである。

しかも、その移動し得る地域たるやあの広大な中国であり、内地に行く限りは通行手形などは不必要であった。^⑯ 関外・口外に行くときは確かに必要であったが、だからといって行けないわけではない。人々は、その氣と資金さえあれば、どこへでも行けたのである。交通手段はいくらでもある。武昌や九江や江寧から騾や驢や騾を雇って、乗りつぎなして北京へ乗りこむことさえできたのである。そして、最後に念を押すために特に強調しておきたいが、別に交通機関を使わずとも、歩いても行けるのであり、極端なものになると、金が尽きて、乞食をしながらでも旅を続けることができた。^⑰

乾隆時代の空間移動の激しさはかくの如きであり、質・量ともに我々の想像以上のものがあるとみなしてよからう。

そうである以上、必然的に、割辯案の犯人達の背後にも、このように激しい人の流れがあったのである。右で得た知見を利用しつつ、割辯案犯達の実際の移動の有様を次にのべてみよう。まずは移動の範囲から。

山東省の鄒県で拏獲された蔡廷章は、元々は四川の人であった。乾隆三十一年七月に北京にやって来て、宣武門外の松筠庵に住み、売字で生計を立てていた。仏道への志があったため、参廟するのに便利なようにと西四牌樓の隆長寺に移り、ここで首犯の一人の通元と面識をもったようである。後に生活が苦しくなって出家し、それでも如何ともし難く、族弟の

蔡蕙が江南の上元県で県丞をしているのを頼って流れて行く。三十三年二月、揚州でばったりと通元に再会し、そこで始めて一味に加わる。鈔関門外の呉勝飯店で、呉元に通元と共に割辯するように指示され、その後、仲間と北上しながら割辯を行う。五月には山東の濟寧州に至る。ここで仲間が四方に散って行動することになり、以後、彼は通元と共に活動を続ける。そして最後には、五月十八日に鄒県の中山店に至り、そこで割辯しようとしたところを捕まってしまったのである。通元はそれを見て姿を晦ましてしまう。^⑩

蔡廷章はここで捕えられたものの、本来の計画では、六月に揚州鈔関に帰り、他の仲間と待ち合わせて安徽の九華山に向い、そこで法術を試みることになっていた。^⑪

これは最も広大な範圍を移動した例であるが、他にも韓沛頭のように、元々は直隸の東光県の人でありながら、江蘇の海州で仲間に加わり、北上して山東に入り、各地を移動して、最終的には淄川県で捕まった者もあり、隣省へ移動したり、一省の中をあれこれ動きまわるのは珍しくない。

もっとも、この珍しくないというのは、当時の空間移動の実際に照しあわせても、十分認められることである。これは明らかであろう。

次に、蔡廷章がいつ揚州を出発したのかわからないので、五月に濟寧州に着いたのが速いのか遅いのかは不明だが、濟寧州を出て同月十八日に鄒県に着いたのを見ると、これはかなりゆっくりとしたスピードだと想像される。濟寧州・鄒県間は、兗州府まわりで行っても百里そこそこの距離なのであり、一日、二日あれば十分行ける距離だからである。このことから、彼等が割辯のチャンスを狙うために、かなり慎重に行動していたと考えるのは自然であろう。又、このようにゆっくりとしたスピードということになると、彼等が乗り物によってではなく、徒歩によって行動していたこともわかる。なぜなら、表一で明らかかなように、陸上機關の運賃は、日立てが多いからである。後程のべるが、犯人の中には、辯髪一つにつき百文・三百文・五百文という話で入夥した者もいるのであり、この値段では乗り物に乗ってしまっただけにあわ

ない。このことよりしても、犯人グループが徒歩で行動していたのは明らかである。

以上のべてきたことにより、割辯案犯達は、大半が恐らく徒歩である莫大な人の流れの中に、同じ徒歩移動者としてまぎれ込み、ゆっくりとしたスピードで、慎重に割辯のチャンスを狙っていた、このような像が描けるものと思う。言うなれば、彼等は人混みの中いたのである。

しかし、もし犯人がその中で目立つ存在であったならば、即座に捕えられてしまうであろう。彼等は人混みの中でどのような存在であったのか、それをみてみる必要がある。

割辯案の犯人達の構成を調べてみると、大半が僧であり、それに加うるに道士、乞丐、医者、一般人となっている。例えば、六月十六日、七月六日の山東巡撫富尼漢摺^④で報告されている七人について、その生業と、割辯をするに至った事情を記すと以下の様になる。

蔡廷章 売字、後に僧。知りあいの僧通元に張姓、王姓、呉元の法術の話聞かされ入夥。

靳貫子 生業は不明。江南の算命人の張四儒に、玉石の法術の話聞かされ入夥。

韓沛頭 行医教読。海州三教堂の明遠・法孔・侯讓子から邪術を教わり入夥。

李紹舜 雇工。江南の人劉禿子に迷葉を使われ、入夥させられる。

張成先 道士。道士の呉二牛から辮髪一つにつき三百文という話で入夥。

張玉 乞丐。江南新陽県の人の陳四海に誘われ入夥。

胡癩 乞丐。江南の僧王連方に、辮髪一つにつき百文と言われ入夥。

このように、つかまっていたのは途中で入夥したり、雇われた人間であって、背後には別に江南の僧を中心とした黒幕が存在したのである。この後、専ら首犯と目されたのは、江南宿州石庄青龍寺の玉石、浙江仁和県の僧の呉元、江南海州西北郷三教堂の住持明遠であった。

ここで注意せねばならないのは、斬貫子と李紹舜を除いた他の人間が業としている僧、医者、乞丐というのは、定着している者も当然いたのだが、流浪を事とする者も多かったということである。

又論して曰く、薩載覆奏するに、本年三月の間に、即ち蘇州に髮辮を偷割するの事あるを聞く。長洲県民顧貞男髮辮を割せられ、流丐陳漢如等を梟に解りて質審せしむ。元和県の流丐陳起龍等三人、郷民沈八等に査拏せられ梟に解らる。又呉県に浙省の遊僧淨莊等七人あり。亦郷民李二等に盤獲せられ梟に解らる。

彼等が流浪を事とすることができたのは、流浪しながら生計を立てられたからに他ならない。

訊して淨涵の供に抛るに、江陰県人に係る。乳鉢・薬瓶並びに末薬一包・薬招紙四十余張を帯す。称するに、腿疼・牙痛を医治し、沿途において化縁す、縁りてこの薬を兼売す等の語あり。

当即に訊して張四の供に抛るに、山東金郷県人に係る。幼子張秋を帯同して外に在りて歌を唱いて乞食す。……（この後毎根五百文ということ仲間となる）……該犯趙家樓に至り、趙正樹の門口に在りて歌を唱う。趙正樹の雇工費永年、傍に在りて唱うを聴くあり。唱い畢りて人散するに、費永年は站立して動かす。該犯即ちに薬をもって向け弾つ。費永年当即に昏迷して地に倒る。該犯辮尖を割獲して子を率いて逸る。

そうである以上、犯人達が僧や医者や乞丐としての顔を同時にもって往来するのは、割辮の現場を見咎められない限り、端からみてなんら不審な点はないし、一方で、それによって生計も立つが故に、本人にとっても何の不都合もないということになる。

逆の考え方もできるであろう。あのように莫大で、色々な人間が往来しているとすると、不審な人物、怪し気な人物というのも当然たくさんでてくるわけで、犯行の現場をおさえられたら別だが、彼等がその中で果してとりたてて不審な存在として捜査の網の目にひっかかるのかどうかは疑問である。

たとえば『示我周行』をみると、道中の要心を促す記事が多い。

平望。此処は蘇・杭の夾界にして、港路散出す。非をなす者多し。諺に云う、平望、八尺二十里先の八尺湖を指す。爺娘は知らずと。

宜しく心を成すべし。^②

利国駅。此処甚だ響馬の盜に防えよ。宜しく早行すべからず。^③

また、漕船の水手集団の中に反社会的人物がまじっていたことは、既に先学によって明らかにされているが、割辯案においても、その中の挙動不審者を捕まえよと漕運総督に命令が下っている。しかし、

困りて思うに、此等の奸徒は行踪詭秘なり。現在正に糧艘回空の際に値り、その沿途にて暫く寛む水手・緯夫、および道に順いて船に搭る人等は、教甚だ多しとなす。^④

とあるように、それはかなりの難題であった。

水手達の反体制的活動の一つに私塩の運搬があるが、それは私塩の需要があったからに他ならない。

(嶧山湖中の島の) 居人五百余家。魚をもって業となす。その塩魚は皆夏鎮の官塩を用う。而るに、糧船上下するに、津淮の私塩を帶有し、皆夏鎮にて鬻ぐは、嶧山湖の魚ありて、これがために消受するをもつてなり。^⑤

となると、漁夫も社会の裏とつながっていることになり、

烏石灘……漁船甚だ多し。俱にこれ小人なり。謹しんでこれに防えよ。^⑥

という記事を見るに至って、その印象は更に強められる。

極論するならば、当時旅をしたら、周りにいる人間は全て胡散臭いと思つて間違ひなかつた。『示我周行』の江湖十二則は、全ていかにして身・財産を守るかといった心得集なのであつて、たとえば、

同船にて船に搭るの人、或いは人物衣冠整齊にして甚しくは行李なく、踪跡の疑うべき者は、拐子に非ざれば即ち拘摸・弔翦の流なり。

といった具合である。

また、遊僧や乞丐が怪し気な人物であるのは言うまでもなく、

然れども、必ずこれ(僧)となる者、蓋しやむをえざるところあるなり。貧にして養うところなく、力作する能わず。困りて髪を削

りて僧となる。^⑩

とあるのをみれば、同じ根から一つは僧になり、一つは乞丐になるとも言えるのである。犯罪者あがりの僧とか、流丐と
いう窃盜犯兼乞丐兼冠婚葬祭のひき立て役等々なんとも言いがたい存在が出てくるのも、無理からぬところである。^⑪

こうなると、当時の社会においては、かなりの数の怪し気な人物が往来していたとみなせるのであって、割辯案の犯人
達はかくの如きとらえどころのない人混みの中にまぎれこんでいたと考えざるを得ない。

① 『示我周行』上冊、浙江省城北新聞進京水陸路程、揚州府鈔聞の條。

② 『示我周行』は、乾隆三十九年順盛遠輯に係る路程集である。

③ 程庭『停驂隨筆』（『小方壺齋輿地叢鈔』所収）康熙五十二年二月十
六日の条。

④ 横山英「清代江西省における運輸業の機構」、『広島大学文学部紀
要』18。この論文で扱われているのは乾嘉期である。

⑤ 『清俗紀聞』卷十、釋旅行李。以下、『清俗紀聞』からの引用は、
全て平凡社東洋文庫本（孫伯醇・村松一弥編）による。『清俗紀聞』
は、乾隆時代頃の福建・浙江・江蘇地方の風俗を記したものである
（村松一弥氏解説）。

⑥ 『示我周行』江湖十二則。

⑦ 『盛世滋生図』遼寧省博物館・中國歴史博物館・蘇州市地方志編
纂委員會編、文物出版社、一九八六年。カラー刷りて美しいものでは
あるが、あまり鮮明でないのが難である。

⑧ 註⑥本、図版四一「棗市街」。

⑨ 王有光『吳下諺聯』卷二、前無宿店、後無村。王有光は乾嘉期の人。

⑩ 『清稗類鈔』農商類、京師逆旅。

⑪ 『小方壺齋輿地叢鈔』にのせる清人の紀行文に明らかである。

⑫ 王昶『雪鴻再録』（『小方壺齋輿地叢鈔』所収）乾隆五十三年八月二

日、十月六日、十月十一日の条。

⑬ 蒲松齡『聊齋志異』などを読むと、色々参考になる。

⑭ 共に『小方壺齋輿地叢鈔』所収。『還京日記』は乾隆五十八年九月
二十八日杭州を出発し、十一月十五日到北京着。『停驂隨筆』は、康
熙五十二年二月十二日揚州発、三月四日北京着。前者は山東東路を通
っていない。

⑮ 『示我周行』上冊、浙江省城北新聞進京水陸路程。

⑯ 孫嘉淦『甯遊記』（『小方壺齋輿地叢鈔』所収）五b。康熙六十年の
記事である。鑑湖は山陰県にある。

⑰ 『清俗紀聞』卷十、釋旅行李。

⑱ 『聊齋志異』卷二、張誠

每於衝衢、訪弟耗。途中資斧斷絕、丐而行。

また、註③参照のこと。

⑲ 旬刊第五期、富尼漢摺（六月十六日）に主として扱われるが、第八期、
劉統勳等摺三（七月二十二日）、第十一期、劉統勳等摺六（七月三十
日）の記事では若干くいちがいをみせる。

⑳ 旬刊第八期、永德摺（七月二十一日）。

㉑ 旬刊第六期、富尼漢摺三（七月六日）。

㉒ 旬刊第五期、富尼漢摺、第六期、富尼漢摺三。

②② 実録卷八一五、三八〇〜(七月二十四日)。薩載は蘇州織造である。

②③ 旬刊第十期、彰宝摺五(七月二十六日)。

②④ 旬刊第十一期、馮鈞摺三(七月二十七日)。

②⑤ 『示我周行』上冊、浙江省城北新闕進京水陸路程。

②⑥ 『示我周行』上冊、江南省城進京至山東德州陸路程。響馬については、田文鏡『訓飭州縣條規』再盜をみよ。

②⑦ 星斌夫『清末河運より海運への展開』、『明清時代交通史の研究』所収。

②⑧ 旬刊第七期、廷寄二十五(七月十八日)。

②⑨ 姚文然『舟行日記』(『小方壺齋輿地叢鈔』所収)四二a。

三 盤詰の成否

ところが、当時の捜査の仕方、何か事件があった時に犯人を捕まえるやり方は、以上のような状況に対応できるようなものでは全くなかった。

当時の州県の捜査機構については稿を改めて論ずる予定であり、ここではあまり深入りしない。ただ簡単にのべておくと、捜査の主力は衙役の一種である捕役だが、彼等は、十人そこそこしかないなかった。

伏して査するに、州県額設の捕役は、多きも十名を過ぎず。少きは数名なり。^①

しかも、捜査のやり方というのが、最終的には、捕役の裏社会に対する顔の広さに頼らざるを得ないところがあった。

夫れ盜と捕は乃ち踪跡潜かに通じ、相表裏をなす者なり。凡そ地方の失事は、或いは何郷においては、首となるは何の盜、窩となるは何の家、線となるは何の人なるかを、彼固より已に胸に爛熟す。且つ外盜の来るは必ず内盜の勾引に由る。その内盜を獲うれば、則ち外盜は類を連ねて及ぶべし。寧ろ漏網する者あらんや。^②

なぜ捕役がこのように裏社会に通じているかと言うと、彼等は盜から賄賂を得て生計を立てていたからなのである。

③⑩ 『示我周行』上冊、福建省城進京至浙江杭州府水陸路程。

③⑪ 孫嘉溢『南遊記』(『小方壺齋輿地叢鈔』所収)四b。

③⑫ 例えば、旬刊第十期、劉統勳等摺四(七月二十四日)の照月、実録卷八一六、一二a〜(八月四日)の明遠など。

③⑬ 流丐については、『牧令書』卷二十、戢暴の汪輝祖、潘杓燦、陳宏謀の議論が参考になる。乞丐にめぐんだため、さんざんなめにあつた話は、王相『鄉程日記』(『小方壺齋輿地叢鈔』所収)二月十七日の条にててくる。乞丐の一風変わった組織については、『清俗紀聞』卷二、居家にみえる。

人賊一時に俱に獲うるものあり。幸なり。然らずとも、跡の疑うべきありて、因縁をもって根究すべきは、亦幸なり。もし失盜の後、全く影響なくんば、何処より手を下さんや。曰く、捕役あり。盜の窟穴なり。一積年の捕役ごとに、諸盜必ず月銭あり。凡そ真正の慣盜に属すれば、この輩、あに惟に拏さざるのみならず、且つ従りてこれを庇護し、養いて賺錢の資となす。ただに機を洩すのみならず、遠く逃がしむ。甚しきは城に潜蹤して、捕家に落するものあり。^③

ということは、捕役より張り巡らされた裏社会のネットワークにひっかかるならば、何とか事件解決のめどをつけることは可能であったのである。

しかし、割辯案は恐らくそのような性格の事件ではなかったのであろう。拏獲した数人の犯人達の自供に基く捜査が全面的に失敗に帰すと、捜査側は手の施しようがなくなってしまうた。

このような手詰りの中にあつて、捜査側が一縷の望みを託したのが盤詰、不審者訊問である。

盤詰とは、関所にてあらたむることなり。^④

このように徂徠は解をつけているが、実際はそんな生易しいものではない。要所要所にはりこんで、しらみつぶしに、少しでも怪しい人物は即座に捕えたのである。

窃かにおもつて、臣の節次欽奉せる上諭に、割辯匪党をもつて蔽に緝え、務めて獲えよとあり。臣欽遵して、差弁及び地方の文武に督飭して、往来の要路並びに僻静の寺廟・坊店において密佈して盤查し、もし形跡の疑うべく、小刀・薬物等項を帶有するに遇わば、即ちに査訊を行わしむ。^⑤

もつとも、常日頃より盤詰を事としていた官もいたのであつて、それが巡検である。往来奸悪、私販禁塩、逃亡軍民・罪囚、無引私越の人などは、全て発見次第捕えることになつていた。

巡検は雑職にあたり、巡検一人の下に一〜二人の衙役、十数名から数十名に至る弓兵がいた。

按ずるに、巡検は旧兵備道の轄に属す。その汛を分ちて防守するは、営員と同じ。故にその署は、皂隸一、二名よりする他は、皆弓兵と名づく。教練すること亦営兵と同じ。兵備道を裁してより、巡検は州県に属し、弓兵も亦た復たは教練なし。^⑥

この巡検がそれなりに機能していたことは、『示我周行』に、地名の下に「有巡司」という注記が施されている例が多数あることからわかる。例えば、

桐江駅。東梓巡司あり。上水船を見るに、塩を捜すをもって名となす。宜しくこれに防うべし。^⑦

というのは、それを一番はつきり示した例である。

とは言うものの、その機能の仕方というのは問題があり、

竹崎所。巡司あり。ここに在りて船を驗しぶ。貨物は税を報ずるを要す。

というように徴税機関化しているのもあり、^⑧

爾来、秩微にして禄薄く、人の畏るるところなし。或いは公廩傾毀するに因り民房に賃居し、司兵は村落に散処す。領するところの工食足らず、塩斤を解ぎるに充つ。故に諸事靡弛し、設官の遺意に非ず。^⑨

と云うのをみれば、あまり多くを期待できる存在ではなさそうである。割辯案においては、犯人の護送にあたっている例がみられる。^⑩

むしろ、巡検などよりは、よほど盤詰に寄与したのがはつきりと検証しうるのは緑営である。

茲に差弁の稟報に拠るに、河間県地方において遊方の道士本誠を捜獲す。毒薬・剃刀等項を帶有せり。……又差弁の稟報に拠るに、雄県地方にありて、売薬人楊威遠・趙佩二名を捜獲す。身に小刀、及び長さ三寸の小紅封五十一封を帶す。封内に印有せる神像あり。^⑪

羅爾綱氏が『乾隆大清會典則例』よりまとめられた緑営行省営制表を見れば一目瞭然だが、緑営はかなりの数の兵丁を「星羅棋布」と例えられるが如く密佈していたのであり、これらが総動員されたならば、かなりの成果があがったであろうことは想像に難くない。

しかし、割辯案の現実を見るならば、緑営の働きは決して過大評価できない。むしろ、「密佈盤查」などという当局側

のものものしい発表とは裏腹に、少めに評価した方が現実に近いと思われるのである。その理由を次にのべてみよう。

清代、外省では、提督・総兵から千総・把総に至る武官の系列と、布政使・按察使から知州・知県・佐貳雜職に至る文官の系列があり、その二つの系列の上に立って文武を督撫が統轄する体制になっていた。督撫は文官でもあり武官でもあったのである。

督撫の武官に対する統制は、会典をみると節制と表現されており、この字面をみるだけでは漠然と支配下に入れていたようにしか思えないが、実は督撫と布政使以下の文官との関係と、提督以下の武官との関係は若干ニュアンスを異にするのである。それは、両者間の文書のやりとりの形式の中に端的に表れており、督撫と司道衙門の間では上行・下行文書が使われ、督撫が完全に牛耳っていたのは明らかであるが、督撫と提督、巡撫と総兵は平行であり、総督と総兵に至って始めて上下関係が出るのであって、両者はほぼ対等の関係であったのである。^⑭これは、軍事力を一人の手に集中させまいとする「大小相制」、「集権与分寄」の原則の然らしむるところであろう。^⑮

となると、督撫といえども、自らの配下にある督標・撫標はともかくとして、提督下の提標、総兵下の鎮標については、事実上は自由にはできないことになる。そのようなわけで、

その各処の當汛の武弁も亦緝匪の責あり。臣（浙江巡撫永徳）先に上諭を奉ぜるの時、俱に已經に提臣に移會し、^⑯轉飭して嚴密に協緝せしめ、案にあり。

というように、一々協力要請する必要があった。さすれば、

（永州総兵顧宏）摺内に紅紙の単帖を夾有せり。内に称すらく、割辦匪犯を查辦せしむる四次の諭旨は、俱に提督の移咨するを接准するに係る、（湖広）総督定長は並びに未だ専行せず、何故なるかを知らず、切に臣の言をもって申飭すること勿れ等の語あり。^⑰

とあるが如く、総督といえども、省の武官の事実上の最高位である提督の顔を立てて、提督經由でしか総兵に協力を求めることをしなかったのである。このような弱腰の態度では、緑營側に何らかの事情ができてしまうと、さっさと捜査の第

一線から撤退されてしまうのであって、九月になるとあちこちで緑營の大演習がくりひろげられている。^⑩

以上みたように、緑營の動きというのは、かなりにぶいものなのであって、犯人が管轄下に潜伏していそうだという一部の知州知県が、とにかく万全を期すために、必要に逼られて營汛と会同するのを除けば、史料にあらわれるのは先程のような「咨会提臣、照会各鎮、責成各營將備汛弁、一体周巡査緝」^⑪式の協力要請、拏獲に向けての決意表明か、捕えた際の褒賞の話が大半なのであって、そんなに活発に活動していたとは思えないのである。又、緑營は自ら武力を有しているために、常日頃の治安維持活動においては、専ら暴力が用いられている事件に出勤するのが暗黙の了解であったのであり、割辦案のようになんら暴力による傷害沙汰のない事件に出勤するのは、本来ならなじまないことであった。更に、何かと文官と武官は反目しあっていたことを考えあわすならば、益々もって緑營の活動を評価はできない。^⑫

となると、やはり文官系列の捜査機構が主力とならざるを得ない。それでは、犯人の自供に基く捜査が悉く失敗して、あたかもあの巨大な人の流れをフィルターで濾して首犯を見つけ出そうとするが如き作戦、盤話は、果してどれ程の成算が見込めたのであろうか。

割辦案の捜査では、文官の側では、

並びに濟南府同知王鶚、兗州府同知張三礼、登州府同知李大純、濟南府通判程大治に密委して、幹役を帯同して、略を分ち、装を改め、広く偵緝を行わしむ。^⑬

のように、衙役が中心となって捜査に当たった。ここで使われている「幹役」なる語が捕役のみを指すのか、それとも衙役一般を指すのかはなんとも言えないが、後者と解釈した方が動員人数は大きくなるので、ここではそのように解釈し、州県衙門における衙役の数をみることによって、先程の問いかけに見通しをつけたと思う。

清代の州県衙門にどれだけの衙役がいたかは千差万別である。瞿同祖氏によれば、經制・掛名こみで、大は七千近く、小でも数百はいたという。^⑭これではとにかくたくさんいた位しかわからないので、中規模の県に該当すると考えられる数

を一応平均としておきたいが、そうすると千名程度になる。

このうちの位捜査に動員されたかはもとより知る由もないが、捜査の専任者の捕役ですら十名以下なのであるから、その十倍の人間が動員されたとは仮定して百人としよう。これは衙役全体の一割にあたるが、千人という数自体掛名込みだから、実際はもっと高い比率になるはずである。

これを当時の一県あたりの平均人口、ほぼ二十万人と較べてみると、〇・〇五%となる。これを多いとみるか少いとみるかであるが、広大な領域、激しい人的流動といったことを考えあわすならば、少くとも盤詰という捜査形態にとっては、あまり成算の見込める数ではないと思われる。

もっとも以上の議論は、全て前提が大まかで、緑營の力も考慮に入れてないので、出てきた結論も一つの心証を形作るにすぎない。しかし、事実として首犯の呉元、玉石、明遠等は一人として捕えられなかったのであり、このような心証は支持されてよいであろう。

盤詰は事実上焼け石に水にすぎなかった。それ故、乾隆帝の次のような発言も又別の目で捉えられねばならないように思われる。

各省獲うるところの犯に至りては、大都游僧・乞丐多しとなす。^②

これは、八月二十五日の上諭の一節であり、割辦案はこの後約一ヶ月後に一応終結をむかえる。そのような時期に、今迄の捜査を顧ての発言である。確かに乾隆帝の言う通り、犯人乃至は容疑者として拏獲された者は遊僧と乞丐が大半で、それ以外の者は数える程しかない。

勿論これは、首犯グループが僧を中心とし、乞丐を辮髮一つにつき何文ということ仲間に引きずりこんだがためである。しかし、犯人グループの中には青陽県の扇売り張昭とか、流陽県の薬店の魏鬍子とか僧でも乞丐でもない者もいるし、そもそも乾隆帝自身が、黒幕は読書失志之徒ではないかとみていたことについては既にのべた。又、督撫の方でも、

凡そ遠遊の僧道及び形跡の実に疑うべきに属する者は、偵伺盤詰し、一たび確拠あらば、詳悉に追及し、務めて根株を尽し、蔽に辦理を行い、輕縱を致すこと毋し。^②

と言うように、決して僧や乞丐に焦点を絞っていたわけではないのである。先程の八月二十五日の上論を読んでいくと、そのような見解がやはり示されていることがわかる。

此等の輩(游僧・乞丐)は、固より人癡に涉り易し。自ら捨てて問わざること能わず。ただ、奸徒は詭詐百出す。安んぞ飾りて尋常の過客となり、道に在りて安行し、人の耳目を掩わざるを知らんや。亦留意して稽査せざるべからず。^③

しかし、と乾隆帝は続ける。

ただその間の真偽潜り易く、もし措施稍も宜しきに合わざれば、又行旅に擾及するを恐る。ただ各督撫に在りては、所属に敲飭して、妥実に査辦せしめ、縦なること毋く、苛なること毋からしめよ。^④

この一節から、なぜ游僧や乞丐が多く盤詰の網にひっかからざるを得なかったのかの、実務的な側面からの事情を推測することは容易であろう。それは、形態の上から、視覚的に判断できる僧・乞丐以外の一般の行旅の中から犯人を盤詰しようとすれば、必然的に滋擾をもたらしてしまうという事情である。

このような、社会の利益を擁護するような理由づけ、それはそれで確かに妥当であろう。しかし、巨大な人的流動、貧弱な捜査機構というコントラストを知っている者にとっては、このような発言が一つのとりつくりいすぎないことも、容易に想像がつくのである。もし一般行旅まで一々盤詰していたら煩に耐えないし、それをするだけのスタッフがいるはずもない。そしてもしそれを強行したならば、単に行旅だけではなく、その行旅によって結びつけられている社会全体に大きな影響がでてくるのは火を見るよりも明らかである。むしろ、実務上の必然的な要請によって、容疑者は游僧・乞丐に絞らざるを得なかったし、絞られねばならなかったのである。

そして同時にこれは、犯人が不明になったとき、犯人をでっちあげて事件を完結させる際の常套手段でもあったことは^⑤

記憶されてよい。

- ① 『皇朝經世文編』卷七五、江西巡撫輔德。「請定將弁協緝事宜疏」(乾隆二十九年)。又、同処の田文鏡「請停分緝協緝疏」にも同様の発言がある。
- ② 『福惠全書』卷一七、賊盜上、論繪。
- ③ 鄧端『政學錄』(『畿輔叢書』所収)卷四、彈捕盜賊。
- ④ 荻生徂徠『明律國字解』卷一五、兵律三、閔津、私越冒度律。
- ⑤ 旬刊第十一期、方觀承摺四(七月三十日)。
- ⑥ 乾隆二十五年『沂州府志』卷二一、兵防。
- ⑦ 『示我周行』上冊、福建省城進京至浙江杭州府水陸路程。
- ⑧ 『示我周行』上冊、福建省城進京至浙江杭州府水陸路程。また、宮中檔六月二十八日、山西巡撫蘇爾德も参照。
- ⑨ 光緒五年『青浦縣志』(『中國方志叢書』所収)卷一〇、兵防。そこに引く乾隆『青浦縣志』の一節。
- ⑩ 旬刊第十一期、彰寶摺六(十月一日)。
- ⑪ 旬刊第十一期、方觀承摺四(七月三十日)。
- ⑫ 羅爾綱『綠營兵志』第五章、營制、第一節、綠營行省營制表。
- ⑬ 『嘉慶大清會典』卷三〇、禮部。
- ⑭ 註⑩羅爾綱書、第七章、綠營的統取。
- ⑮ 旬刊第八期、永德摺(七月二十一日)。
- ⑯ 實錄卷八一七、三四a(八月二十九日)。
- ⑰ 宮中檔九月二十六日、河南南陽鎮總兵官馬建寧。九月二十八日、山

結 語

ここまで論じてくれば、なぜ乾隆帝が犯人の絶対撃獲から擾民を致さず、というように方針転換をしたかは明らかにな

- 東登州總兵官馬之麒。十月一日、河南河北鎮總兵官邱若龍。十月十六日、江南提督黃正綱など。
 - ⑮ 旬刊第十期、高晉摺(七月二十五日)。
 - ⑰ このあたりの事情については、稿を改めて論じたい。
 - ⑱ 旬刊第六期、富尼漢摺三(七月六日)。
 - ⑲ Tung-Tsu Chü, *Local Government in China under the Ch'ing* (Cambridge: Harvard Univ. Press, 1962) p. 59.
 - ⑳ 實錄卷八一七、二四a(八月二十五日)。
 - ㉑ 旬刊第八期、彰寶摺四(七月二十一日)。
 - ㉒ 註⑲に同じ。
 - ㉓ 『皇朝經世文編』卷七五、江西巡撫輔德。「請定將弁協緝事宜疏」(乾隆二十九年)。
- 而其本管營汛、間有不法兵丁、或陰通匪類、或得規縱放、或坐地分贓者、転不知畏处分而加稽察。即有迫於奉文飭緝者、率多拏曾犯案之人、或將乞丐抵塞。其案緝獲正賊・正贓者甚少。此武員之習於積習相沿、不能一体也。
- 實錄卷八一〇、一九a(十月八日)。
- 又論曰、……今視各省查辦割辦一案、督撫等每予存畏難之見、不肯实心任事。及所獲各犯供情、多涉游移、又以誣擊塞責。其摺內竭力鋪張、皆非本心之語。情形殊不可信。

った。一言でいうならば、清朝自体にもともと筆獲する力量はなかったのである。膨大な人間、しかも流動する人間の中心から、僅かの割辦案犯をよりわけようなどという試みは、偶然に身をまかす以外、もとより無理な試みであった。

確かに乾隆帝は、異常なまでの執念で嚴拏を命じている。例えば、実録卷八一五は、七月十六日～三十日までの上諭のせるが、半分以上が割辦案関係といった具合である。しかし、乾隆帝自身としても、事件解決のめどが一向にたたず、時間だけが徒らに過ぎていくうちに、一方で撤退の口実を求めていたのではなからうか。

そうだとすれば、捜査の責任者である督撫等は、もとより気乗りがしないのであって、細かく見ていくと、奏摺でのべられている絶対筆獲の発言とは裏腹に、いかにもやる気のない態度、とりつくりの態度というのが見える時がある。熱河に出かけた乾隆帝とは別に、北京に残って捜査の指揮をとっていた劉統勳に対して、

劉統勳等のこの案を辦理するを看來するに、やや厭煩の意あり。^①

とのべたのは、乾隆帝自身によるその指摘である。他にも、あれこれと要領を得ない言い訳をして、

総べて話をなごす。益々堪えず。^②

との殊批をくらった浙江巡撫の永徳とか、郷試の監臨に事藉りて閉じこもってしまった河南巡撫阿思哈、事件のみみけしをはかった山西巡撫蘇爾徳、刑求してないと虚偽の報告をしていた山東巡撫富尼漢、湖北巡撫程燾等々、この種の大官はかなり多い。

けれども、ある意味では、このような態度の方こそよくわかるのであって、乾隆帝の異常なまでのこだわりは、むしろわかりにくい。

しかし乾隆帝に言わせれば、彼等は大事を小と化し、小事は無と化するの見にとらわれているということになる。となると、督撫達の方としては、如何にして叱責をくらわぬようにするか考える必要があるわけで、捜査もあまり成果の上からなくなつた八月になると、続々と僧道取締りに関する建言が行われるようになる。

(两江總督高晉) 又稱すらく、請う、僧道を稽查するの例をもって、再び申明するを行わん、清本澄源の道において裨益あるに似たり。旨を得たり。恐らくは未だ必ずしも此には在らず、反って滋擾を致さん。^③

又稱すらく、臣は匪徒において力を竭して查辦せり、敢えては徒らに空言に託さず。旨を得たり。計久にしてなお未だ一要犯すら得ず、何ぞ空言に非ずと言うや。^④

乾隆帝としても、彼等の手口は知りぬいており、口先だけの建言はたくさんだ、とでも言うところなのであろう。

しかし、乾隆帝にしろ督撫達にしろ、割辯案においては俱に、巨大な中国社会を真面に相手にするという無理難題に直面していたのであり、結局は両者ともやむやむのうちに終らせてしまいうしかなかった。それは見て見ぬふりをするということであり、所詮は同じ穴の貉だったのである。そのうやむやに終らせる口実が、一方では捜査方針転換の上論となり、一方では僧道取締り策の建言となったのである。我々は発言の中身を素直にとる必要はあるまい。

最後に、割辯案における方針の転換、すりかえの過程、理由を、一般的に示して本稿を終わりたい。

清朝は、自身の力量を遙かに越えた、巨大で混沌とした中国社会を相手にしたがため、もとより完全に把握できるはずもなく、自らが把握できる部分だけを相手にした。あとは、何らかの口実、自己の行為の正当性を保証してくれる口実をつけて、見て見ぬふりせざるを得なかった。

ただし、すりかえの論理をこのように提示してみても、何ら目新しいものに映らないであろう。特に、巨大で混沌とした中国社会などという表現は、いわずもがなであって、何を今更という感もある。

けれども、このような常識的感覚が、従来の研究の中で必ずしも意識的にとりこまれてこなかったところにむしろ問題がある。巨大で混沌としか一般的に表現できない程度の事実しか叙述できなかったのは、確かに筆者の力量不足であり、視角の陳腐さだが、とかく意識の表面から消え去りがちの、このような常識的感覚をもっと意識化し、正当に位置づけていく必要があるのではなからうか。少くともそうすることによって、当時の官僚の発言が、本気なのか口先だけなのかの

判断基準は与えられるであろう。

- ① 実録卷八一五、三六b^{*}(七月二十四日)。
- ② 旬刊第十期、永徳摺四^{*}(七月二十三日)。
- ③④ 実録卷八一七、四〇a。卷八一七、三九aからは、八月に乾隆帝が出したいくつかの硃批、及びそれに対応する奏摺の提要が日付を記

されることなく、是月という一語のもとにまとめられている。両江総督高晋が二回、湖北布政使関鄂元が一回奏しているが、全て軽くない。

(京都大学大学院博士後期課程

A Wide Spread Crime in the Qianlong 乾隆 Period and the Response of the State

by

Toshihito Tanii

“*Gebianan* 割辦案” (The Queue Cutting Case) took place in 1768 and was a crime that extended over North and Central China. Emperor Qianlong adopted a severe attitude towards it at first, but gradually changed his policy, and eventually gave up the investigation, without arresting the principal offenders. His reason was that the search process inflicted too much hardship on the people. However, such a change in the principle of the investigation was not brought about by warm heartness towards the people as the Emperor himself said. Transportation at that time was diverse and far reaching. Therefore, it was of course impossible to arrest the offenders who were in hiding among the people and who repeated the crime here and there. The change in the policy of the investigation, which seemed warmhearted at a glance, was nothing but an excuse for giving up the search.

The Flow System and the Market Areas in the *Go-Hōjō* 後北条 Territory

by

Hirotsugu Fujita

A *shijō-ryō* was a district ruled by a member of the *Go-Hōjō* 後北条 family from a branch castle (a *shijō*). A *shijō-ryō* 支城領 has been thought to be one market area. I re-examine this view in the light of flow processes from producer areas to consumer areas.

In those days, goods were sold at certain rural markets which were held every fifth day in one place. That is to say, the market was opened six times a month. It was called *roku sai-ichi* 六齋市 (*roku* means six). An area covering five marketplaces has been thought to be